

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX  
025-288-6611  
市民の会年会費 1,000円

## 第34回口頭弁論

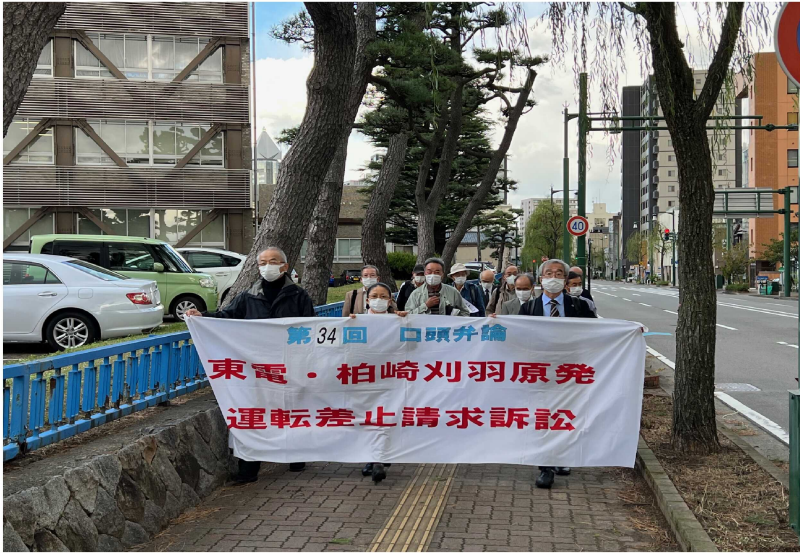
2021年10月21日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第34回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

### 弁護団からの主張

原告ら準備書面(89)で、高野義雄弁護士は「ひび割れから浸水した地下水によ

る鉄筋腐食による耐震性の低下」について、東電を追及しました。被告東電は、中越沖地震によって発生したと考えられる耐震壁のひび割れ深さの調査を実施しました。東電は、

新潟地裁まで入廷行動



ひび割れの深さは浅く、貫通しておらず、建屋外部については塗装及び防水層が施されているので、直接外気の影響を受けることはなく、鉄筋腐食の可能性は小さいとしました。ところが、中越沖地震発生後の2015年12月までの間に、地下水が建屋地下コンクリート造の躯体を通じて建屋内に漏水した事象が24件確認されました。東電は目視できないひび割れについては調査しておらず、補修もしていません。建屋外部の防水対策は不十分であり、建屋外周の壁の中の鉄筋が腐食する事象が発生しています。東電は地下水の漏水事象から、ひび割

れが建屋の壁を貫通していることを認識していましたが、国にはひび割れが貫通している兆候はないと虚偽の説明をしていました。中越沖地震から14年以上が経過しますが、地下水による鉄筋腐食が進行していれば、当然建屋の耐震性能が低下することは明白です。

原告ら準備書面(90)で、伊東良徳弁護士は「福島原発事故における電源喪失原因」について訴えました。波高計の観測データと津波の写真から推定する限り、1号機の非常用電源は、津波の到達前に電源が喪失しており、電源喪失は津波が原因ではありません。福島原発事故を破局的な事故に至らせた最大の原因である非常用電源の喪失が津波以外の原因で生じたのであれば、現在実施されたり予定されている再発防止対策・重大事故対策は、その有効性・信頼性を論じる以前に、そもそも対策たり得ているかに疑問が生じます。

原告準備書面(91)で、五十嵐亮弁護士は、東海第2原発の運転を差し止めた2021年の水戸地裁判決から、実効性ある避難計画は立てることは困難であると訴えました。新潟県が出したシミュレーションによれば、30キロ圏離脱時間は最短で11時間10分、最長で37時間40分となっています。地震等複合災害を想定していませんので、避難にはさらに時間がかかる可能性があり、避難をしているうちに被ばくをすることは明らかです。2016年に発生した熊本地震では、余震による倒壊を恐れて、屋外で避難をする人が目立ったことから、屋内避難を求めることは現実的ではあ

りません。また、メルトダウンを隠蔽した東電から正確な情報が伝達される保証はありません。仮に避難ができたとしても、故郷に戻って来ることができないなど、長期的な影響は避けられず、多大なる人格権侵害は避けられません。

高野義雄弁護士は求釈明申立書で、本件原発における地下水浸透事象に関して、原子力安全・保安院ないし原子力規制委員会に報告したか否かを明らかにするよう求めました。規制委員会が、地下水浸透事象の発生を知らないまま、本件原発の運転に関わる事項について審査を行い、許可決定を行っていた場合、その審査、決定の過程に過誤が存在することになります。



口頭弁論後の報告集会

## 市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で毎回街頭宣伝行動を行っていますが、今回は、総選挙の期間と日程が重なったため、中止としました。次回は1月31日の12時から古町十字路で街宣を予定しています。

昨年4月から始まった「東京電力・柏崎刈

羽原発の『設置許可取り消し』を求める「署名は、全国で署名に取り組んでおり、現在、38万8千筆を集約しています。新潟県内を中心に取り組んでいる「原発再稼働の是非を県民が決める署名（県民が決める署名）」は、インターネット署名を含め7万4千筆を集約しています。第2次集約が今年の3月末までとなつていきます。相次ぐ東電の不祥事で、県民の東電に対する不信感は最大限に高まっております。署名の絶好の機会です。まだ取り組んでいない方は、ぜひご協力をお願いします。

### 第35回口頭弁論期日のご案内

日時：2022年1月31日（月）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

#### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2022年1月26日（水）午後5時（厳守）

#### (2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

#### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

#### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

## カンパ歓迎

今回も上記2つの署名にカンパのご協力をお願いします。

☆郵便振替口座

00500-6-96752

☆ゆうちょ銀行

○五九（ゼロゴキユウ）店 当座預金 96752

口座名称

いのちとふるさとの会（イノチフルサトノカイ）